



年度 個人の市民税・県民税申告書

(事務所・事業所に係る分)

あて先：小田原市長 年 月 日

市民税・県民税は、本来所在地の市町村で課税されるものですが、その市町村に住所を有しない方であっても、1月1日現在その市町村に事務所・事業所・家屋敷（以下「事務所等」という。）を有している場合は、その事務所等のある市町村で均等割が課税されます。ただし、前年中の合計所得金額が一定額以下の方の場合は課税されません。

前年中の合計所得金額等をご記入のうえ、**3月15日まで**に小田原市役所市民税課（2階9番窓口）へご申告ください。（郵送可）

納 税 義 務 者	現住所 (市外)			
	(フリガナ) 氏名		生年月日	明・大 昭・平 令 年 月 日
	職業		電話番号	— —
	個人番号 (マイナンバー)			
	本人該当	障害者・寡婦・ひとり親・未成年者（該当する方は、○で囲んでください。）		
	前年中の 合計所得金額	円	←確定申告書又は源泉徴収票の写しを提出されても結構です。 また、 <u>出国している場合は記入不要です。</u>	
	納税通知書 送付先	〒		
区分	事務所又は事業所			
建物の所在地	小田原市	電話番号	— —	
名称又は屋号		前年中 小田原市へ転入した場合 転入年月日	年 月 日	
廃業した場合は 廃業年月日	年 月 日			

税 額 上 の 配 偶 者 及 び 扶 養 親 族					
氏 名	続 柄	生 年 月 日	氏 名	続 柄	生 年 月 日
		明・大 昭・平 令 年 月 日			明・大 昭・平 令 年 月 日
		明・大 昭・平 令 年 月 日			明・大 昭・平 令 年 月 日

留意事項

- (1) 事務所・事業所とは事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいい、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。（例えば、医師、弁護士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、法律事務所、教授所など、また、事業主が自宅以外に設ける店舗などがこれに該当します。）
- (2) この申告書の書き方については、別紙の記入例をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら小田原市役所市民税課（2階9番窓口）までお問い合わせください。（電話 0465-33-1351）

市民税課処理欄	
宛名番号	
アクセス入力	
課税 ・ 非課税	